

適時開示に関する方針（ディスクロージャー・ポリシー）

1. 情報開示の基本方針

当社は、金融商品取引法等の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」（以下、「適時開示規則」という）に従って、適時、適切に会社情報を開示することを基本方針としております。また、諸法令や適時開示規則が定める重要事実該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様にとって有益であると判断される情報につきましても、できる限り積極的かつ公平に開示する方針です。

2. 情報開示の方法

適時開示規則が定める重要事実該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて行うとともに、同システムにより公開した後は、速やかに当社ホームページにも掲載します。なお、意図せず未公表の重要情報（適時開示規則に該当する重要事実および決算情報（年度または四半期の決算に係る確定的な財務情報であって、有価証券の価額に重要な影響を与える情報））が伝達された場合には、金融商品取引法に則り、速やかに公表します。

3. 業績予想および将来情報の取り扱い

当社が開示する業績予想、将来の見通し、戦略、目標等のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社が現時点で入手している情報および合理的であると判断される一定の前提に基づく計画、期待、判断を根拠としております。従いまして、実際の業績等は、経済情勢等さまざまな不確定要素の変動要因によって、開示した業績予想等と異なる結果となる可能性があります。なお、免責事項についての詳細は、「免責事項」をご覧ください。

4. 沈黙期間

当社は、決算情報（四半期決算情報を含む）の漏えいを防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。ただし、この期間中に業績予想が大きく変動する見込みが出てきた場合は、適時開示規則に従い、適宜公表することとしています。

以 上